

## 序 章 策定方針の検討

### 序－1 市町村都市計画マスタープランについて

#### （1）市町村都市計画マスタープランとは

市町村都市計画マスタープランは、平成4年（1992年）の都市計画法改正により創設された制度であり、都市計画法第18条の2に示されている「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のことです。

策定主体となるのは市町村であり、都市の将来像や整備方針を明確にし、行政と住民がそれらを共有しながら実現していくことを目的とした、市町村の都市計画に関するもっとも基本的な計画となるものです。

#### ■市町村の都市計画に関する基本的な方針（都市計画法第18条の2）

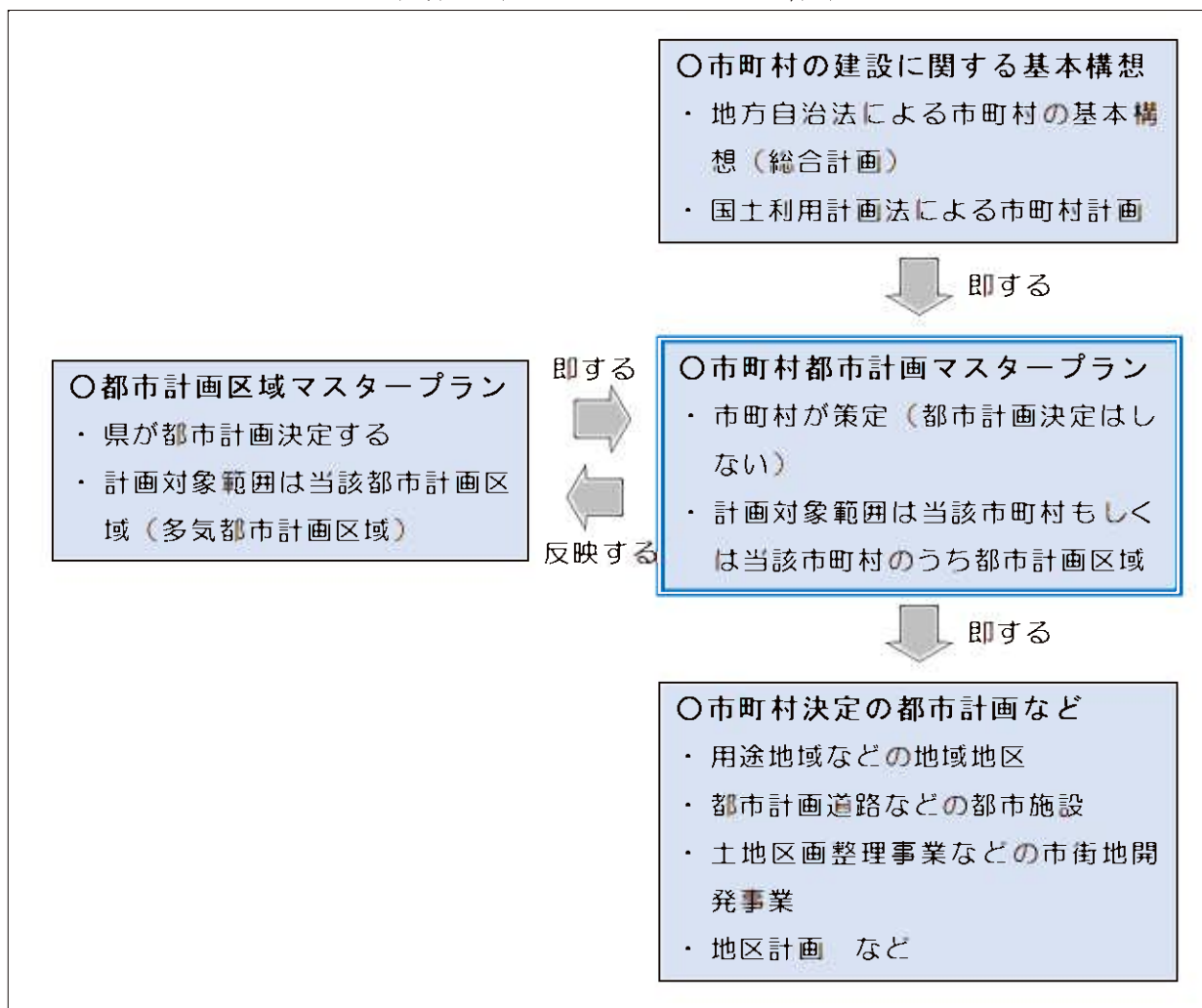
法18条の2 市町村は、議会の議決を経て定められた当該市町村の建設に関する基本構想並びに都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、当該市町村の都市計画に関する基本的な方針（以下この条において「基本方針」という。）を定めるものとする。

- 2 市町村は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
- 3 市町村は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知しなければならない。
- 4 市町村が定める都市計画は、基本方針に即したものでなければならない。

(2) 制度の位置づけ

市町村都市計画マスタープランは、市町村の建設に関する基本構想（地方自治法による市町村の基本構想、国土利用計画法による市町村計画）と都市計画区域マスタープランに即しながら、市町村が決定する都市計画などの基本的な方針を定めるものです。

■市町村都市計画マスタープランの体系



都市計画区域マスタープランは、都道府県が一市町村を超える広域の見地から、主として広域根幹的な都市計画の基本的な方針を定めるものであるのに対し、市町村都市計画マスタープランは、より地域に密着した見地から、その創意工夫の下に、市町村の定める都市計画の方針を定めるものです。

「即す」とは計画間の上下関係とも解されますが、むしろ広域と地域という役割分担の中で互いに補完し合いながら、総合的・一体的な都市計画を実現していくものと考えられます。

### （３）計画目標年次

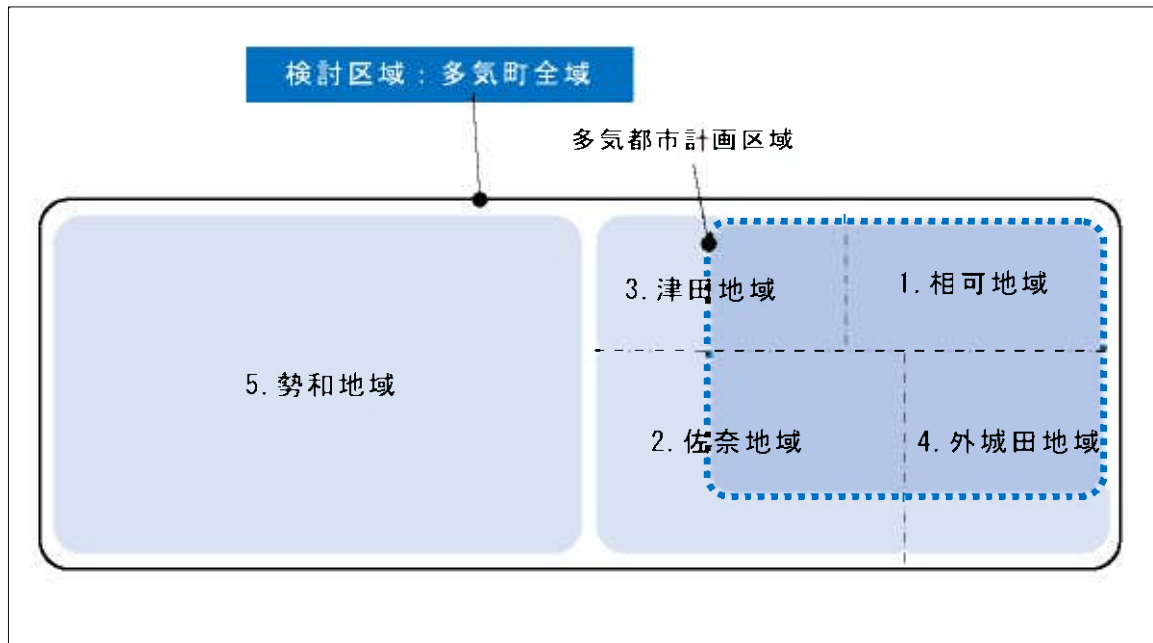
第２次多気町都市計画マスタープランの目標年次は、概ね 20 年後の都市の将来像を展望した上で、10 年後の平成 37 年と設定します。

### （４）検討区域について

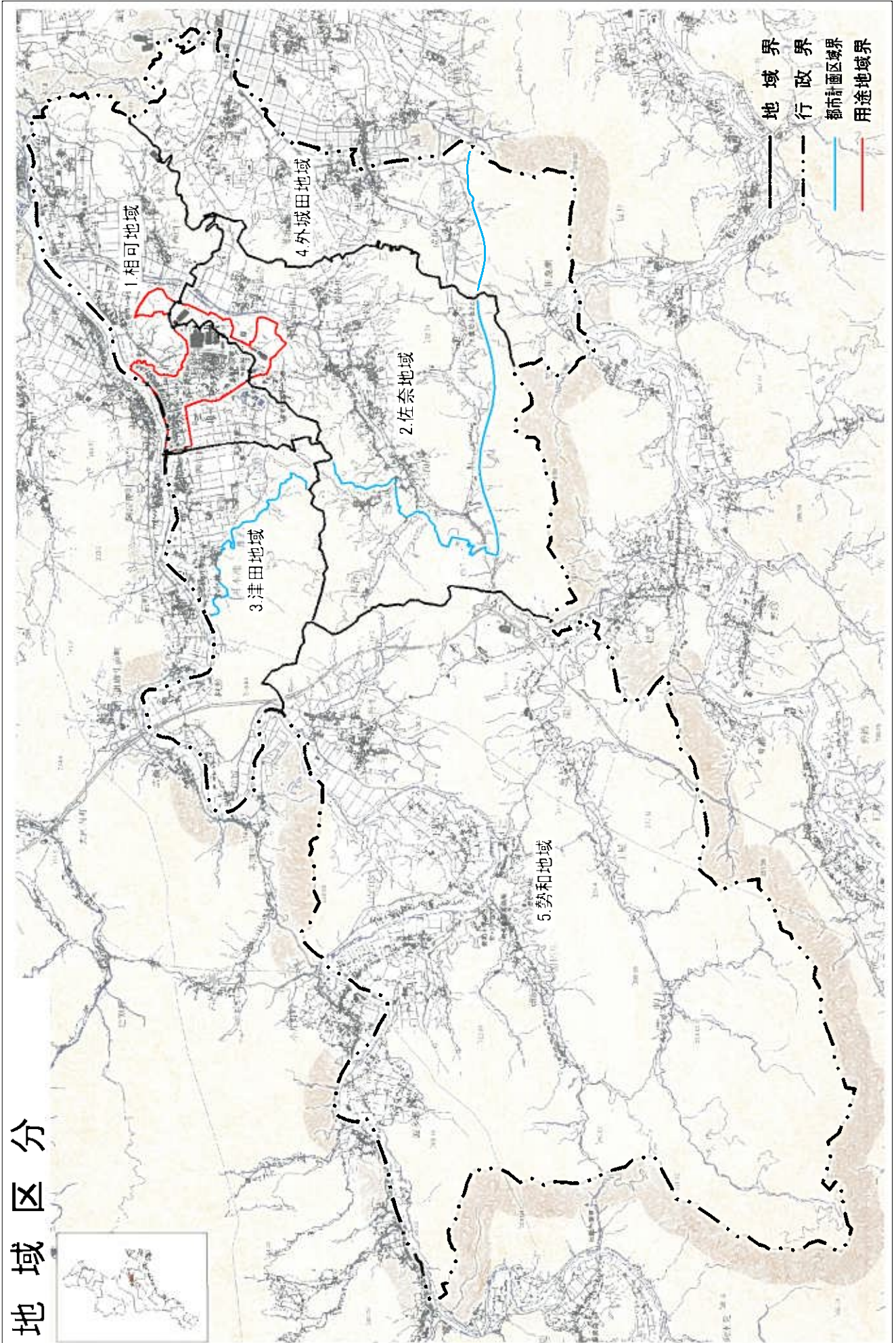
市町村都市計画マスタープランは市町村が定める都市計画の基本方針であることから、基本的には行政区域内の都市計画区域を対象に策定するものです。ただし、市町村都市計画マスタープランが法定都市計画以外の手法も含めた総合的な都市づくりの方針とされる場合が多いこと、都市は農村なども含めて一体的に捉える方が自然であること、都市計画区域の拡大や準都市計画区域の活用を目指す場合もあることなどから、多気町においては行政区域全体、つまり都市計画区域外も含めて検討を行うものとしします。

なお、地域別の検討対象エリアは５つの小学校区とし、相可、佐奈、津田、外城田、勢和地域で構成します。

■ 都市計画マスタープランの検討区域概念図



# 地域区分



序-2 策定の目的と意義

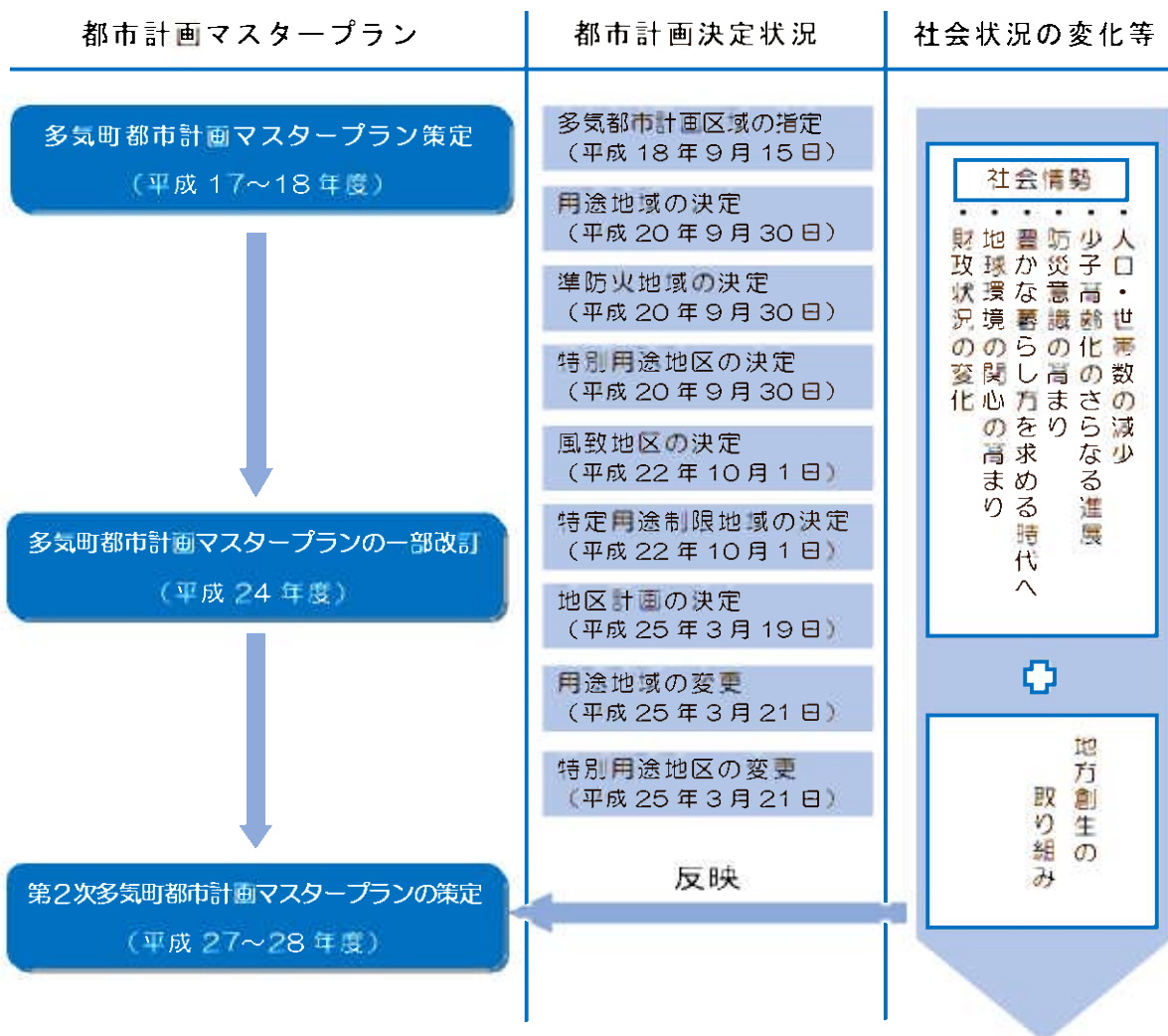
(1) 策定の目的

多気町においては、都市計画区域への編入（平成18年9月15日告示）による計画的なまちづくりを行うため、平成17年度、18年度をかけて、現在の都市計画マスタープランを策定し、平成19年3月に公表しています。

その後、都市計画マスタープランにおいて商業系用途地域に指定されていた商業施設跡地への工業立地需要に対応するため、工業系用途地域への変更を行う都市計画マスタープランの一部改訂を行い、平成25年3月に公表しています。

当初の都市計画マスタープラン策定から、10年が経過しようとするなか、人口減少・高齢化に対応するコンパクトなまちづくりの一層の推進や、活力ある日本社会を維持する地方創生の取り組みが求められるなど、社会状況の変化に対応する必要があるため、改訂による第2次都市計画マスタープランを策定します。

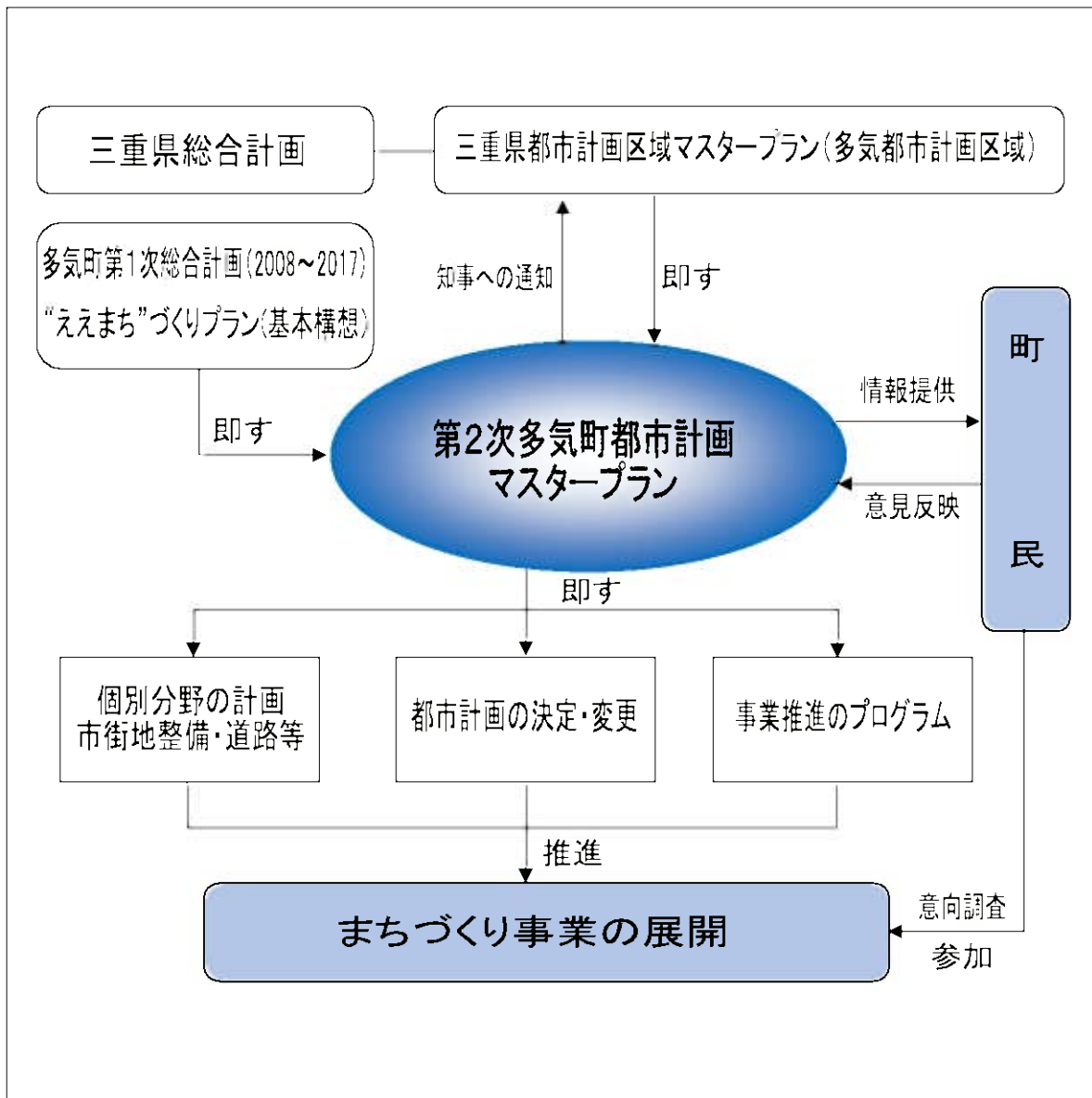
■ 策定の経緯・背景



(2) 策定の意義

都市計画マスタープランは、住民にもっとも近い立場にある市町村（多気町）が、住民の意見を反映させながらまちづくりのビジョンを確立し、地域別のあるべき市街地像、課題に対応した整備方針、都市生活・経済活動等を支える諸施設の計画等をきめ細かく定めるものであり、県が策定する都市計画区域マスタープランと相互に補完しながら、総合的、一体的な都市計画を行っていきます。

■多気町都市計画マスタープランの位置づけ



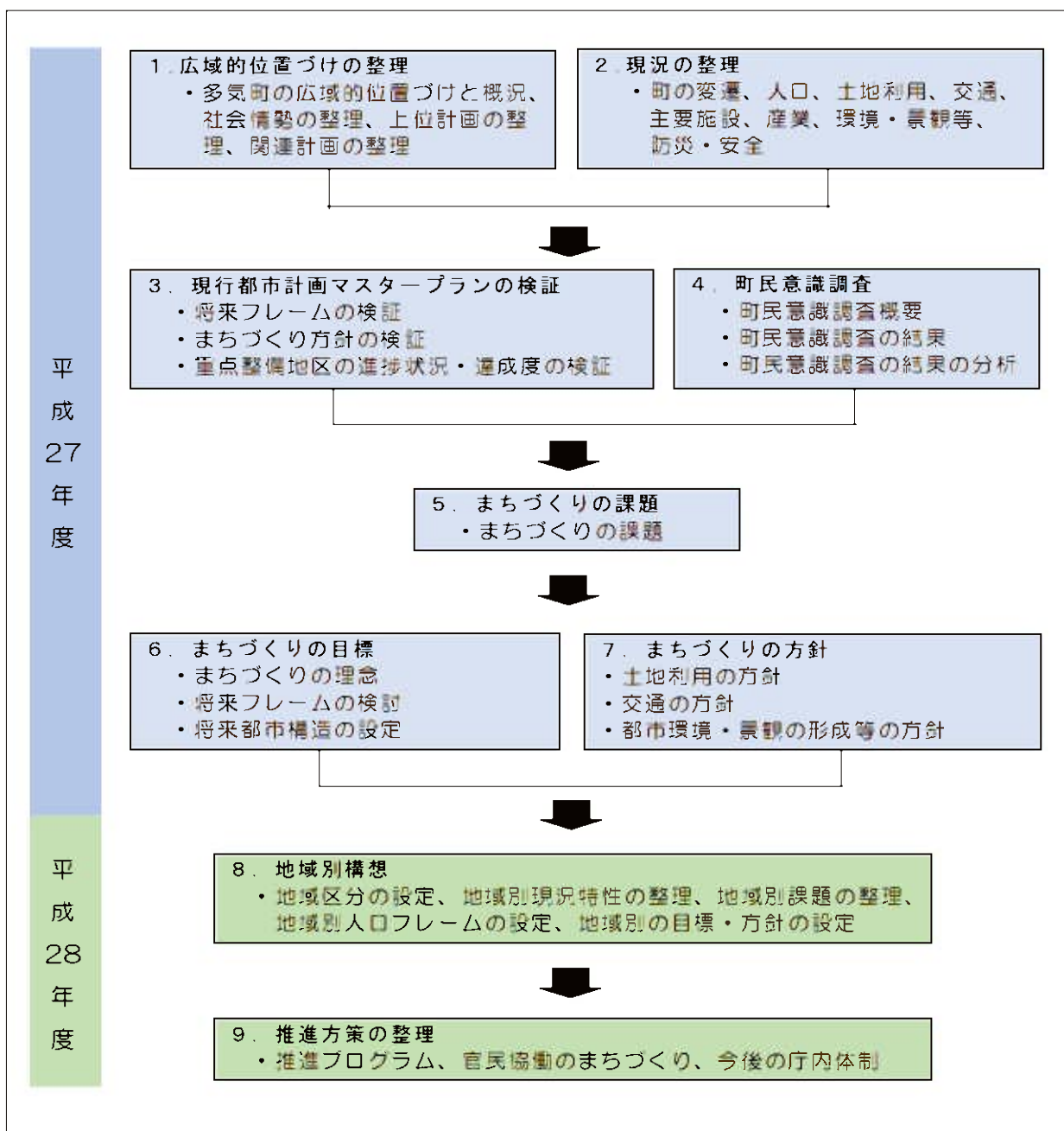
序-3 検討事項の整理

第2次多気町都市計画マスタープランは、広域的な位置づけやまちの現況、現行都市計画マスタープランの検証、町民意識調査を踏まえ、課題を設定します。

これに従ってまちづくりの目標を定め、「全体構想」として土地利用、交通体系、市街地整備・開発の方針や、都市環境、都市景観形成の方針などを定めます。

また、これらの計画を地域区分に基づき「地域別構想」として定め、これらの構想を実現するための方策や庁内体制、官民の役割分担などを定めます。

■ 都市計画マスタープランの検討事項



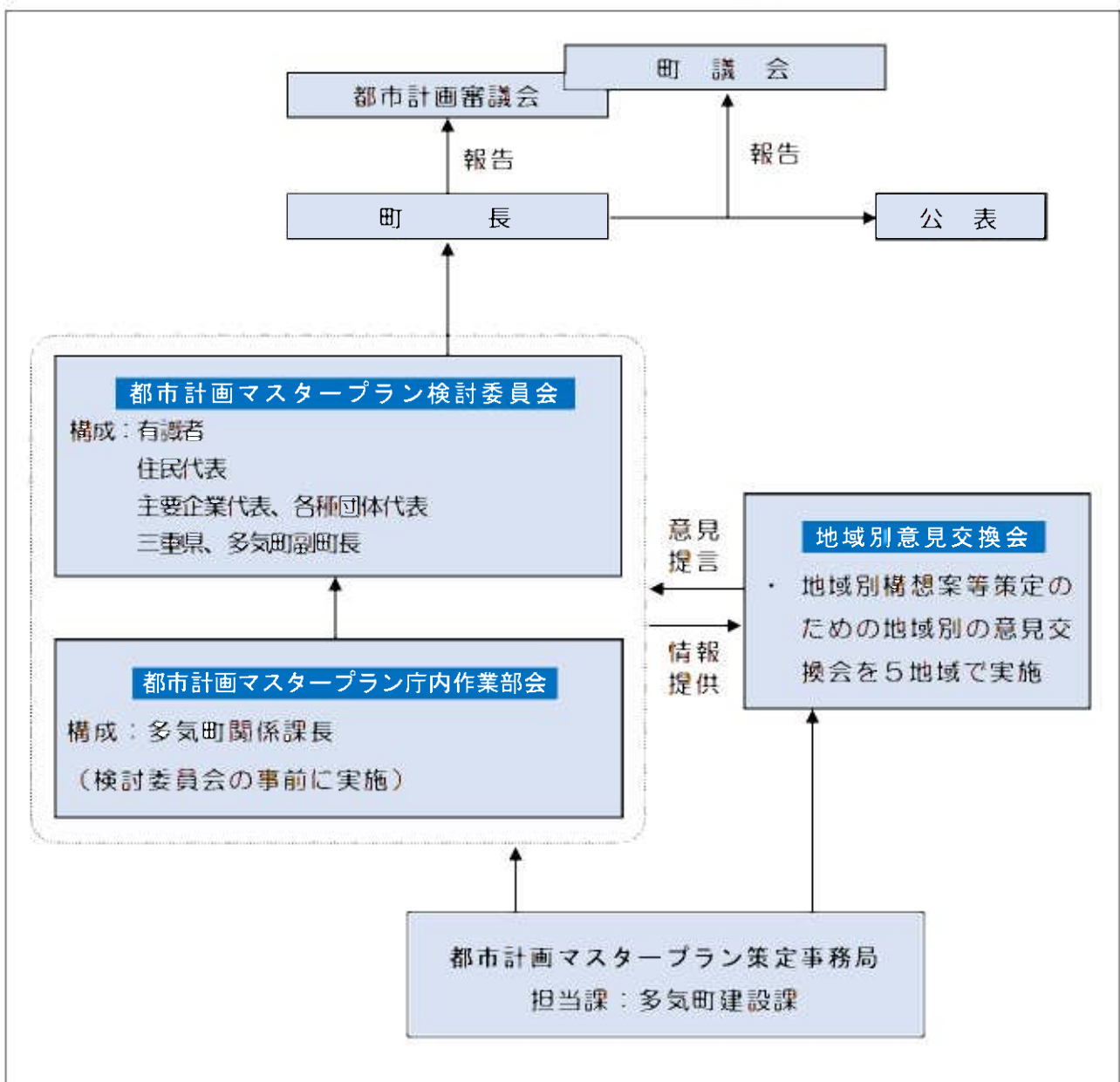
序－４ 庁内検討体制の整理

都市計画マスタープランは、庁内の担当者による「作業部会」での検討を踏まえ、有識者、住民代表、主要企業代表、各種団体代表などで構成される「検討委員会」において検討を深めます。

また、検討委員会は「地域別意見交換会」からの提言を受けるとともに、策定内容について協議します。

なお、ここで策定した都市計画マスタープランについては、都市計画審議会及び町議会へ報告後、公表するものとしております。

■都市計画マスタープランの検討体制





## 序－5 住民参加手法の整理

都市計画マスタープランの策定にあたり、行政だけで考えるのではなく、実際に生活されている、より多く町民の方々の意見が反映されたものを目指しています。そのため、町民の方々と一緒にどのようなまちづくりを目指していくべきか、を自由に話し合える場として、「住民参加」を実施します。

そのため、多気町都市計画マスタープランでは、住民の意見や提案を取り入れる方策として、「町民意識調査」を実施するとともに、前回と同様に「地域別意見交換会」における住民の話し合いにより、マスタープランを作っていきます。

## ■住民参加手法

